

2021年5月18日

本学におけるIR活動の指針

滋賀医科大学IR室

1. Institutional Research (IR) 活動業務

滋賀医科大学IR室は、国立大学法人滋賀医科大学IR室規程（平成31年3月28日制定）及び国立大学法人ガバナンス・コード（令和2年3月30日制定）に基づき、学長の意思決定及び各種評価に係る情報の収集並びに分析、大学経営及び人材育成に係る総合的な戦略の企画立案における支援、大学経営に必要な情報の収集・分析・提供を行う。

2. IR活動の運営指針

- 1) 大学の活動（教学・研究・経営等）に関するデータを収集・分析し、目標・戦略の策定に寄与する。
- 2) 部局ごとの進捗状況や成果、コスト等をエビデンスベースで適切に検証し、検証結果を目標・戦略の改定や大学経営に反映できるよう報告する。
- 3) データ分析は客観性と中立性を重視し、個人の評価ではなく、組織改革や戦略検証を目的とする。
- 4) 収集・分析を行った情報を視覚化して公表する事により、ステークホルダーの理解を促進する。
- 5) 個人情報の取扱いに関しては別途定めるポリシーに従う。

2022年12月27日

IR室における個人情報の取扱いに関するポリシー

IR室は、個人情報の重要性を認識し、その保護の徹底を図るため、個人情報保護法などの関係法令・ガイドライン及び国立大学法人滋賀医科大学個人情報保護規程を遵守するとともに、国立大学法人滋賀医科大学情報セキュリティポリシーの趣旨に沿って個人情報（個人データ、保有個人データを含む）を取り扱わなければならない。

- 1) IR室は、学生又は学内の他組織等から個人情報を得る際は、利用目的を定め、かつ明示し、その利用目的の達成に必要な範囲で、適切な方法により収集しなければならない。
- 2) 収集した個人情報は原則として、第三者に開示又は公開してはならない。
- 3) 収集した情報はインターネットに接続されないデバイスで暗号化された記録媒体を用いて、施錠された書庫内で保管する。暗号化された記憶媒体以外で上記デバイスから持ち出す場合は個人を特定できないように仮名化¹する。対応表は収集情報と同様に厳重に管理する。
- 4) IR室員は、常に倫理観と道徳観（モラル）を持って個人情報を取り扱い、個人情報漏えい等が起こらないよう十分に配慮しなければならない。
- 5) 調査の域を超えて、研究として学会報告や論文執筆を行う場合は、その内容から個人が特定されないように配慮し、本学倫理審査委員会の承認を得て実施する。

¹ 他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工すること

更新履歴

●本学におけるIR活動の指針

2021年 5月18日

●IR室における個人情報の取扱いに関するポリシー

2021年 5月18日

2022年 4月 1日

- ・大学の規程名の変更に伴う修正
- ・「漏洩」を「漏えい等」（漏えい、滅失、毀損の総称として）に変更

2022年12月27日

- ・分析時および報告時の情報の取り扱いを分析の流れに合わせ修正